

独立行政法人 水資源機構 分任 契約職  
千葉用水総合管理所 成田用水事業所長 綾木浩之  
(公印省略)

## 見積依頼書

- 1 件名 成田用水施設改築事業意見書作成業務(令和6年度 時点修正率)  
2 業務場所 千葉県成田市市内ほか  
3 業務期間 令和6年4月1日から令和6年4月23日  
4 内容等 別途交付する仕様書等のとおり

### 記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 本店、支店又は営業所が千葉県内に存在すること。  
当機構における令和3・4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見積書等
- 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)  
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
- 3) 見積書提出期限 令和6年3月18日12時00分 まで
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所成田用水事業所  
FAX番号 0476-33-1039  
(電子メール nyukei\_narita@water.go.jp)
- 5) 担当者 総務課 岡村
- 6) 質問書提出期限 令和6年3月11日12時00分 まで
- 7) 見積日時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
- 8) 見積回数 2回を限度とする。なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和6年3月19日12時00分までとします。
- 9) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積辞退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 6 その他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、仕様書交付希望届に任意の3ケタの数字をご記入ください。

# 仕様書交付希望届

宛 先	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 成田用水事業所 総務課 岡村 宛			
	電話番号	0476-33-1036	FAX番号	0476-33-1039
発信者 (※必須)	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
件 名	仕様書等の交付依頼			

以下の件名について、仕様書等の交付を依頼します。

○見積依頼件名

成田用水施設改築事業意見書作成業務(令和6年度 時点修正率)

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

承諾する